

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規

アクロスプラザ大原 福島県いわき市小名浜大原字東田六十六ほか

- 二 変更した事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）（仮称）アクロスプラザ大原
（変更後）アクロスプラザ大原
三 変更した年月日
令和七年六月六日
四 届出年月日
令和七年十月二十七日
五 届出をした者
リコーリース株式会社
株式会社ヨークベニマル
株式会社ナフコ

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年十一月十一日から同年十二月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン大槻 福島県郡山市大槻町字土瓜三十七番地ほか
二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし
三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、森宿地区に係る県営農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し

- 二 縦覧の期間
令和七年十一月十二日から
同 年十二月一日まで （二十日間）
三 縦覧の場所
須賀川市役所
四 その他
この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

福島県告示第七百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第三項で準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定により、次の土地を県営区画整理事業只見地区に係る換地計画において換地を定めない土地として指定した。

令和七年十一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 土地の表示
南会津郡只見町大字只見字雨堤一六番地一
同 郡同 町大字只見字雨堤一七番地一
同 郡同 町大字只見字雨堤一八番地一
同 郡同 町大字只見字雨堤一九番地一
同 郡同 町大字只見字雨堤二〇番地一
同 郡同 町大字只見字雨堤二三番地一

（農村基盤整備課）

公 告

公告第二百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が就任した旨届出があった。

令和七年十一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 土地改良区の名称
会津南部土地改良区連合

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 白井 康友

会津若松市門田町大字一ノ堰字村西八番地

同 成田 幸意

市門田町大字黒岩字若宮一番地

同 小山 要一

市大戸町大字高川乙二〇七番地

同 佐瀬 宗司

市神指町大字南四合字深川八四番地

監事

(農村計画課)

公告第二百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和七年十一月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称

矢吹原土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 須釜 和也

岩瀬郡鏡石町中央三番地

(農村計画課)

公告第二百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項で準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定により、次の土地を県営区画整理事業只見地区に係る換地計画において地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

令和七年十一月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地の表示

特に減ずる地積 (平方メートル)

南会津郡只見町大字只見字雨堤二二番地一

二〇六

同 郡同 町大字只見字雨堤二四番地

(農村基盤整備課)